

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 岡部みどり

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	・まず、「外国人人口が2070年に10%台となる」との試算については、その前提条件と内訳を明示いただきたい。現行の受入れペースを単純に延長したものか、現在の中長期滞在者（家族帯同可能者）の自然増を見込むものか、あるいは政府が将来的により大規模な受入れを計画していることを前提とするのかによって、政策対応の方向性は大きく異なると考えられる。 ・仮にこの「10%台」という数値が、少子高齢化や労働力不足を補うための人口学的目標値として設定されている場合は、早急な再検討が必要である。社会的摩擦や分断を未然に防ぐ視点が欠かせない。欧州（特にフランス）では、外国人比率が10%に達する以前から極右・ポピュリスト政党の台頭が顕著となり、現在では欧州諸国の過半においてそうした政党が政権・連立・閣外協力のいずれかの形で政治参加している。これにより、多くの国々が外国人受入れ数の削減や新規入国の抑制に転じている。 米国でも、トランプ2.0政権下で非合法移民の送還強化を中心とする移民政策の抜本的改定が進む一方、カナダにおいても、前トルドー政権の失速が急速な難民受入れ拡大に起因した点には留意が必要である。 ・入国者の法的地位の如何を問わず、一定規模を超える外国人の急増が受入国社会の混乱を招いている点は、各国共通の教訓である。諸外国の現状を「到達目標」として模倣することは危険である。 ・では、どの時期・規模で受入れを進めることが望ましいか。 まずタイミングとしては、国内労働市場における賃金上昇が安定的に確認された段階で新規受入れを行うことが理想である。現在のインフレはコストプッシュ型であり、一般労働者の生活、とりわけ住宅コストの改善が見通せない段階での受入れ拡大は慎重であるべきだ。 ・また規模については、「人口比〇%」といった数値基準よりも、質的要因を重視すべきである。すなわち、 ①送り出し国との外交関係が良好であり、トラブル発生時に円滑な送還協力が得られること、 ②宗教・文化的差異が政治的争点として過熱しない見通しがあること、

	といった観点からの慎重な判断が必要である。なお、宗教的背景を一律に否定するのではなく、公共空間での社会的調和を尊重できるかどうかを基準とするのが適当である。 ・さらに、「技術・人文知識・国際業務」や「経営・管理」等の在留資格、留学ビザなどを經由した入国者が、本来の在留目的と異なる就労に従事している現状を早期に是正する必要がある。禁止ではなく、監督・管理体制の強化を通じて適正化を図るべきである。庇護申請者の就労についても同様の観点が求められる。 ・そのためには、関係各省庁の一層の緊密な連携が不可欠である。外国人受入れを「国策」として位置づけ、政府横断的な協議体の実効性を高めるための体制整備が必要である。 ・最後に、研究基盤の強化と多様化を提案したい。現状では、政府内研究所や JICA 等の連携機関を中心とする研究に依拠しており、その成果には一定の政策的方向性や分析視点の偏りが見受けられる。これに対し、欧米諸国では、大学・独立研究機関との連携を通じ、より多元的かつ批判的な視点を政策立案に反映させる仕組みが整備されている。 日本においても、大学・研究者との連携を一層深化させ、学術的独立性を確保した上で、総合的かつ俯瞰的に外国人政策を検討できる体制の構築が望まれる。将来的には、大学内に独立した移民研究センター等を設置し、政府系研究との相互検証が可能な環境を整えることが理想である。
--	---

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 川村 真理

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	現在の出入国在留管理に関する課題の主な要因は、外国人受入れに関する政府としての中長期的方針等に基づく将来を見据えた方策を有してこなかったこと、改正を繰り返してきたものの入管法制度全体および社会への影響等が多角的に検討されてきたとは言い難いこと、これらが出入国在留管理の諸制度と実態の間にギャップを生じさせていることにある。加えて、長きにわたり政府のみならず国民が、外国人の受入れに正面から向き合い、自らのこととして受け止め、理解に努め、外国人との共生による日本の将来像を描こうとしてこなかったことが挙げられる。 外国人の受入れの基本的な在り方を検討するために、今後の外国人受入れに当たって考える視点を7項目設定し、それぞれに調査検討事項が列挙されているが、これらの前提となる外国人の実態把握を徹底的に行うべきである。その際に、様々なデータに加えて、外国人および国民へのアンケートも実施して、普段は声を届けるすべなき人々の声をも拾い上げるように心がけ、できるだけ多くの見解を収集する努力を行う必要があるように思われる。 さらに、外国人の受入れは、国際的な動向と切り離して検討することは政策の方向性を見誤る恐れがあると思われ、常に国際的な動向を把握する必要がある。具体的には、IOM、UNHCR、世界銀行、OECDといった国際機関が発出している報告書やデータは常に入手し分析する必要がある。また、移住グローバルコンパクト、難民グローバルコンパクトでの議論に積極的に参加するとともに、これらの枠組みで示された目標およびコミットメントに即した政策を検討する必要がある。また、移住グローバルコンパクトのパラグラフ2に列挙されている、移住に関連する国際条約および国際文書、すなわち、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子差別撤廃条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」、「子どもの権利条約」、「全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」と「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及

	び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」を含む「国際組織犯罪防止条約」、「奴隷制度廃止補足条約」、「気候変動に関する国際連合枠組条約」、「国際連合砂漠化対処条約」、「パリ協定」、「1949 年移民労働条約(第 97 号)」、「1975 年移民労働条約(第 143 号)」、「1962 年処遇平等条約(第 118 号)」、「2011 年働きがいのある人間らしい仕事に関する家事労働者条約(第 189 号)」および「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、「アディスアベバ行動目標」、「仙台防災枠組」、「ニューアーバンアジェンダ」を参照する必要がある。加えて、難民条約および UNHCR の発出する諸文書、ビジネスと人権に関する指導原則等出入国在留管理に関連する国際文書を参照して、今後の方針の検討を行うべきである。 さらに、他国の法制度についても調査研究を行う必要がある。この場合、外国人を多く受け入れている国の法制度と実態の調査研究だけでなく、在留外国人の出身国の法制度や実態等の調査研究も必要である。
--	---

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 近藤敦

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	1-1 前提として「外国人比率が10%台」という問題の立て方に問題がある。いわゆるG7の国で、外国人比率が10%を超えている国は、ドイツだけであり、G7の平均の外国生まれの人（統計上の移民）の比率は、15.8%であるものの、多くの移民は定住先の国の国籍を取得しており、G7の平均の外国人比率は8.7%にすぎない。ドイツも昨年、国籍法改正を行い、今後は外国人比率の低下が予想される。共生施策（ないし統合政策）を考える上では、さらには国家安全保障上も、外国人比率を増大させ続けるのではなく、日本語と日本の法制度の知識をもった外国人住民の国籍取得の拡充策も視野に入れるべきである。日本の後天的な国籍取得率0.2%は、OECD諸国の最低水準であり、G7の平均は3.9%である。後天的な国籍取得率がG7平均の20分の1（各国の出生時の生地主義の要素も考慮すれば、もっと低い国籍取得率）の状態を維持していれば、10%どころか、いずれ世界で一番外国人比率の高い国になりかねないので、国籍制度の検討も重要な検討課題であることが、ここでは抜け落ちているように思われる。ある時期に外国人の受入れがストップすることを考えるのは非現実的であり、持続可能な受入れのあり方を考えるためには、少なくとも、G7の国と日本の国籍取得率をはじめとする国籍制度の違いを調査・検討すべきである。 1-2 「先行調査」として、主要な国際調査は、主に入管政策に関しては、OECD, International Migration Outlookが毎年刊行され、統合政策に関してはIndicators of Immigrant Integrationが、数年おきに刊行されている。後者は、外国生まれの人の統計がないこともあり、日本が提供しているデータは一部であり（外国人の失業率、就業率、合計特殊出生率、高学歴割合、低学歴割合、雇用契約のタイプなど）、ここで必要とされるデータ（たとえば、外国生まれの人と国内生まれの人とを比較した、<u>相対的貧困率</u>、<u>自己申告の健康状態</u>、ボランティア組織への加入率、<u>過剰資格率</u>、両親よりも高学歴な若者の割合、人口密集地域に住む割合、移民が家計を支える世帯の割合、成人教育への参加率、<u>受け入れ国での高度な言語能力者の割合</u>、就学中でないパートタイムの割合、年収の中央値、貧困または社会的排除のリスクに直面している人の割合、持ち家率、過密住宅の割合、浴室がないなどの基準以下の住居に住む割合、可処分所得の40%以上を家賃に充てている割合、近隣商業施設へのアクセス困難の割

合、騒音などの近隣の問題、肥満の割合、喫煙の割合、医療が必要だが受けられなかった割合、国籍取得率、自己申告の投票率、移民の存在に対する受入国の認識、移民の経済的影響に関する受入国の認識、州に1回以上の移民との交流割合、自己申告の差別体験、警察への信頼度、法制度への信頼度、受入れ社会における移民に関する見解、統合の成功の社会的要因についての見解：①受入国の文化的伝統の共有；②公用語を話すこと；③受入れ社会の価値や規範の承認；④受入国の友人をもつこと、統合の成功の阻害要因についての見解：①移民への差別；②移民が努力しないこと、③相互交流が乏しいこと；④メディアの否定的な描写、高齢者の相対的貧困率、高齢者の基準以下の住居に住む割合、高齢者の健康状態、介護を受けている世帯の割合、外国生まれの両親をもつ若者の割合と親の出身地域、外国生まれの両親をもつ15歳未満の割合、就学前教育への参加率、移民の児童生徒が多い上位4分の1の学校に移民の親をもつ子どもが通う割合、PISAでの読む力の成績、15歳で読む力が低い子どもの割合、いじめを経験した生徒の割合、学校が嫌いな生徒の割合、移民は対等な社会の構成員と考える生徒の割合、文化的な背景に関わらず人を尊重して接すると主張する生徒の割合、親のルーツの違いによる学歴の違い、ドロップアウトの割合、ニートの割合、16～34歳で教育を受けておらず中程度または低学歴の親をもつ割合、親のルーツの違いによる就業率、親のルーツの違いによる失業率、親のルーツの違いによる過剰資格、親のルーツの違いによる公務員就業率、子どものいる過密住宅の割合、親のルーツの違いによる静かな勉強場所をもつ割合、国内生まれの親をもつ人・外国生まれの親をもつ人・外国生まれで子どもの頃に入国した人の投票率、親のルーツの違いによる差別体験など）を収集することで論点整理に必要なかなりのデータをそろえる可能性がある。

- 1-3 各国がどのような法制度により、外国人の権利を保障し、または保障していないのかをみる上では、Migrant Integration Policy Index (MIPEX) が参考になります。9月にEU諸国は2025年版が発表された。日本もいま調査中だが、日本の状況は2020年と比べてほとんど変化はないようである。
- 1-4 各国の自治体の施策状況をみる上では、Intercultural Cities Indexが参考になる。
- 1-5 各国ごとの重要な調査として、たとえば、ドイツでは、主に入管政策に関しては、毎年、連邦移民難民庁がMigrationsbericht（移民報告書）を発表し、統合政策に関しては、隔年で連邦政府の移民・難民・統合担当官がIntegrationsberichte（統合報告書 400頁）を発表している。その調査項目の章立ては、人口統計、法的地位、幼児教育および学校教育、言語、職業教育および高等教育、労働市場への統合、収入、社会的および政治的参加、多

	様性を重視した開放性、住居、健康、安全な生活、ヘイトクライムによる暴力、人種差別である（日本でも、外国人との共生施策の年次または隔年の報告書をつくり、そこで必要なデータを示すことを検討すべきである）。 1-6 「外国生まれの人」の統計は必須であり、各国の政策や統計上の「移民」、「外国の背景を持つ人」、「移民の背景を持つ人」などの用語の定義も踏まえて、日本の共生施策（統合政策）に必要な用語と統計を検討すべきである。 2-1 「外国人の受入れ増加に伴う賃金上昇、GDP上昇率」については、過去の諸外国のデータを基に将来予測する方法が考えられる。たとえば、IMF, World Economic Outlook, Chapter 4: The Macroeconomic Effects of Global Migration, pp. 90, 97 (2020) は、1980年から2018年までのOECD加盟国サンプルに基づく推計をしており、先進国では移民がGDPと生産性を押し上げる。特に、流入移民数が総雇用者数に対する比率で1%増えると、5年目までにGDPを1%押し上げる。そして移民が国内労働者の平均賃金や雇用に及ぼす影響はごく限定的である。入国時は移民の生産性はネイティブよりも低い、15年以内に移民とネイティブの賃金格差は解消される。ドイツにおける2012～16年の大規模な移民流入が総賃金上昇率を抑制した証拠は認められない。移民による代替可能性が高い労働者の賃金を低下させる傾向のある競争効果は存在したが、生産において移民を補完する（高度な言語能力と複雑な業務遂行能力が求められる職種に移動する）国内労働者の賃金を押し上げるという。 オランダのライデン大学のGiacomo Boffi, Eduard Suari-Andreu, Olaf van Vliet, The Net Fiscal Position of Migrants in Europe: Trends and Insights. Working Paper 2/2024, 2007年から2018年までのEU15カ国の移民は、ネイティブよりも多くの税金を払い、年金などの高額な給付の受給は少なく、財政に貢献しているという。これは、EU所得・生活状況統計（EU-SILC）のデータを用い、（総）個人所得と、抛外型（教育・失業・退職・疾病・遺族）および非抛外型（児童手当、住宅手当、社会的排除対策給付）社会保障支出を分析対象とする。 3-1 「社会統合プログラム」は、言語講習、社会講習、職業支援の3つの要素が必要である。社会講習は、受入れ国の法制度や文化等を学ぶ講習である。たとえば、ドイツでは、日常生活に必要な知識だけでなく、ドイツの法制度、文化、歴史、民主主義、法の支配、平等、寛容、信教の自由の原則に関する知識を習得するための講習が行われている。国費により行う必要があり、フランスなど無料の国もあるが、ドイツのような低額の自己負担（難民などは無
--	--

料）を課し、試験合格後に料金を払い戻すような制度設計が受講意欲を高める上では好ましいものと思われる。また、多くの国にみられるように、難民にかぎらず、新規の入国者には、原則として統合講習を行い、永住許可や帰化の要件に組み込むことを検討する必要がある。

4-1 「不法滞在者の増大の影響」について、たとえば、日本経済新聞2025年3月14日の記事によれば、1100万人以上いる（半数以上は10年以上の滞在、米国の労働力の4～5%を占める）アメリカでは、テキサス州の統計しかないようであるが、不法移民の犯罪率は米国生まれや合法移民の犯罪率よりも低いとある（日本でも不法滞在者の犯罪率を数値で示すと良い。おそらく、アメリカ同様、犯罪を犯せば退去強制のおそれが高い不法滞在者の犯罪率は、国民の犯罪率や正規滞在外国人の犯罪率よりも低いことが予想される）。不法移民の福祉の受給率は6割で、合法移民の5割、米国生まれの4割よりも高い（日本の制度上は、不法滞在者の福祉受給率は極めて低いと思われるので、この調査項目は不要かもしれないが、社会保障上の負担になっていないことを明確にする上で、この種のデータも示すと良いと思われる）。不法移民が2022年に納めた税金は約14兆円で、不法移民のおよそ6割は必要な税金を払っているとある（日本では、アメリカと違い不法滞在者の就労は困難であるため、納税状況の調査は不要かもしれないが、可能ならば、この種のデータも示すと良い）。

4-2 「在留外国人数の増大の影響」について、日本経済新聞2025年3月14日の記事によれば、アメリカでは、移民の男性は米国生まれの男性よりも受刑率が低いとの調査もある。日本でも警察庁の統計で用いられている旅行者を含む「来日外国人」の犯罪率（や永住者等の「その他の外国人」の犯罪率）ではなく、外国人住民（「在留外国人」）の犯罪率と国民の犯罪率を比較し、さらには外国人の集住状況に応じた比較をするデータが必要であろう。おそらく、外国人住民が増えると犯罪が増え、治安が悪くなるという偏見に基づく不安がデータ上、確認されないかどうか、正確なデータを示す必要がある。なお、一般には、若い男性の犯罪率が高い傾向があるので、若い年齢層の多い外国人住民の犯罪率が高くなるのかなど、細かな分析も必要である。

5-1 日本の魅力度を高める受入れ環境の整備にもよるが、技術・人文知識・国際業務や高度専門職などの応募が多すぎるという状況は、近未来的には想像しにくく、「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に受け入れ」る基本スタンスに変更は要らず、「上限数」を設けることなく、上陸基準省令によって学歴、職歴、月額報酬額、所

	属機関の規模等により受入れ範囲の絞り込みを行うことで対応可能と思われる。他方、育成就労や特定技能1号（2号は上記の専門的・技術的分野の外国人労働者なので除く）には上限数を定めながら、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応するという基本スタンスを維持することは現状、必要と思われる。 6-1 「外国人が地域社会に与える様々な影響」の中には、教育や職場における多様性のメリットや食生活の多様性のメリットなど、「社会の発展に資する側面」も、「地域住民との摩擦」の側面と同様に調査・検討する必要がある。 6-2 摩擦は、偏見に基づく場合が多いので、「日本人に対し、外国人との共生に向けた意識啓発」においては、正確なデータや事実を示すだけでなく、住民の偏見をなくすことに取り組む人を増やしていく「反うわさ戦略」が有用である。その際、デメリットと思っているものは偏見にすぎず、メリットが大きいことがうまく伝えられると良い。そのためにも、多様性のメリットの調査は必要である。日本の企業や団体も、EU諸国のように「多様性憲章」に署名して、多様性の成果を議論・報告し合うようになると、意識啓発に役立つものと思われる。また、外国人住民との「積極的な交流」の機会を増やすため、「バディ（相棒）」としての友達づくりや、一緒に農園を運営する「ワールドガーデン」など、楽しみながら多様性のメリットを体験できる機会を創出することも有意義である。
--	--

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 佐久間 一 浩

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	＜問題意識について＞ 我が国は歴史的にも海外からの知識や文化、欧米や近隣国をはじめ、外国人を受け入れ発展し、島国として独自の文化・秩序を形成してきました。「日本の経済社会の維持・発展に寄与する外国人に対して開かれた国であるべき」との記述には賛成ではあるものの、他方では、移民や外国人の急増は、地域における生活環境の変化をもたらし、外国人をどのような方でも、何人でも、受け入れていくということには慎重であるべきと考えます。 現状、外国人の割合は総人口の約2.8%ですが、すでに一部の自治体では30%を超える地域も存在します。これが我が国人口の減少と外国人の増大により、10%台（令和7年8月法務大臣勉強会「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理」1頁）に達すれば、欧州諸国が直面している移民問題と同様に、社会的分断や治安不安が顕在化することは明らかです。移民を多数受け入れて成功した国は現在のところ存在しないようで、外国人があまりにも集中し、地域の発展と引換えに外部からの日本人が入り込みにくい社会が形成されては、社会不安や暴動、文化的対立を招く恐れが生じます。 我が国が選択する方向としては、人口減少を理由に外国人を安易に増やすことなく、まず国内の労働参加率を高め、1人当たりの付加価値労働生産性を上げる努力を行うことが必要だと考えます。そのうえで外国人は、我が国の経済・社会を支える「補完的存在」として必要な範囲で受け入れることが重要です。特に、定住型の受入れについては、地域社会への円滑な適応が見込まれ、日本の経済や社会に高度な貢献ができる人材を中心とすることが望まれます。インバウンドなど短期滞在の訪問客は歓迎すべきですが、オーバーツーリズムとなり生活環境が脅かされ、日本人が住みにくくなるようでは困ります。 また、長期定住による地域社会の急激な変化を防ぐ観点からも、受入れ規模は各地域社会の受容能力を踏まえ、現状水準を超える程度を最大目安として慎重に検討していただきたいと存じます。外国人との共存（共生）は、国民の安全・安心を確保していただくことを第一義的に、外国人が育ってきた国や地域のさまざまな考えや多様性を尊重しながらも、ここは日本ですから、日本の各地域の通常の社会・生活上のルールと今や少なくなってきたのではいるのでしょうか日本人の道徳感にそって、秩序ある受入れ行い、将来の社会的摩擦や分断を未然に防ぐことが重要だと私は考えます。

＜現行の外国人受入れ制度について＞

現行の外国人受入れ制度は、「特定技能」や「育成就労」を中心に、各種在留資格を通じて多様な外国人を受け入れていますが、「技術・人文知識・国際業務」など他の就労可能な高度専門技能を有する在留資格や特定技能2号まで進むと、上限数や在留期間の制限が設けられておらず、制度運用が拡散的になっている点が問題です。就労を目的とする在留資格以外にも事実上の労働が行われており、実態として管理が追いついていません。

特に「特定技能」制度は、当初「人手不足分野への限定的対応」として設けられたにもかかわらず、分野や対象国の拡大が続き、実質的に恒久的な労働力の受入れ制度となってきたようです。また、育成就労制度も技能実習からの移行を前提としているものの、実態としては、「特定技能0号」のような位置づけになりかけています。

本来、外国人労働者の受入れは、国内での労働確保の努力を尽くした上で、真に必要な範囲に限定することが必要だと考えます。そのため、単にハローワークへの求人申込みを形式的に行うだけでは不十分であり、職場環境の改善、処遇の適正化、国内人材の定着促進など、労働市場全体の底上げを行う努力を事業主にも求めないと外国人だけに頼っては将来の経営に不安感があります。そのうえで、付加価値労働生産性の向上を実現している業種・企業に必要最小限の外国人を受け入れる仕組みとすることが良いと考えます。外国人に自社の技術や後継を考えているのであれば良いのですが、外国人を雇用するにも日本人以上のコストがかかってくる点を認識しないといけないと思います。なお、受入れ上限数は「概数を積み上げた結果や主要業界団体との調整結果」ではなく、真に必要な外国人の数を明確な数値的根拠に基づいて決定していく必要があると考えます。人口構造や国内就業者数の将来見通しを踏まえた科学的算定を行い、必要数を明確に示すことで制度の信頼性と国民の理解を深めていくことが重要だと思います。

＜今後の外国人受入れに当たって考えられる視点＞

外国人受入れにおいては、法令遵守と公租公課の納付が最低限の前提です。令和6年の法改正により、故意に租税や社会保険料を支払わない場合、永住許可の取消し事由に加えられたことは一定の前進ですが、依然として実効性や効果が出るのかはわかりません。「故意」を立証することはなかなか難しく、長期滞納者や悪質な不履行者への対応が困難であり、結局は現状と変わらず制度の形骸化を招くこととなります。

今後は、滞納期間が2年以上、または繰り返しの延滞がある場合には、原則として永住許可を取消す基準を明確化していくことが必要だと考えます。また、永住許可取得後も定期的に納税・社会保険料納付状況を確認し、要件を欠く場合には取消しの対象となるような更新型の永住者制度へ変更していくことも必要なのではないでしょうか。

さらに、高度外国人材制度についても、当初の趣旨が失われつつあります。高度人材ポイント制は、年収や実績を重視した限定的受入れ制度でしたが、対象が広がり、永住への早期移行が可能となった結果、「永住資格を得るための手段」となっているようです。そのため、①年収、活動実績、保有資産要件の引上げ、②入国後の継続的な就労・納税状況、③帯同者の範囲と生活支援要件の徹底、の3点を柱として運用を厳格化すべきです。

永住者、高度技能外国人材、いずれにおいても「社会的義務を果たす外国人」だけが在留できる制度設計が必要であり、そのためには公租公課の納税、納付情報をマイナンバーと連携させ、自動的に把握できる仕組みの構築が不可欠です。

<地域の生活者としての視点>

外国人の受入れは国家政策であっても、最終的にその影響を直接受けるのは地域住民です。外国人が集まりコミュニティや生活圏が進む地域では、治安悪化や生活習慣の違いによる摩擦が生じているようです。身元が不明確な外国人や不法滞在者が集団的に居住するケースでは、地域社会の安全・安心が脅かされ、住民が不安を抱えながら生活しています。国は、受入れを進める以上、治安確保と生活環境の安定を国民に保証する責任があるのではないかと考えます。

また、論点整理にある「外国人への理解を深めるために日本人の意識啓発を行う」との方針については慎重に行うことが必要です。日本の地域社会が外国人文化に合わせる必要はなく、日本のルール・慣習に外国人が適応することが共存（共生）の基本です。無理に「許容度」を高めることは、地域住民に過度なストレスを与える結果となります。

さらに、入国前の日本語教育を国費で賄うとの提案もありますが、就労可能な在留資格については半額程度の補助として運営していき、外国人自身の責任で身に付けていく行うことが必要だと思います。日本が好きで、日本を愛してくれるから来日し、就労し生活していこうとする意欲がある外国人の方々が大部分だと思います。しかし、技能実習や特定技能等の就労可能な在留資格で来日し、仕送りに多くの収入を母国に送金し、残り少ないわずかな金銭で生活していけるような余裕の環境は、現在の日本にはないと思います（これは一般的な取得水準の日本人も同様です。）。地域住民とコミュニケーション、日本人と同様な生活ルールを守らないようでは、不安感を唱える地域住民も少なくないと考えられます。地域の安全と生活の平穩を

守ることを最優先とし、受入れ地域における治安維持体制の強化、不法滞在者の早期摘発、情報共有体制の整備を国の責任で進めることがこれからも最重要課題だと考えます。

＜検討項目（１）出入国及び在留管理上の当面の課題＞

現行制度では、特定技能、育成就労を除き、他の在留資格には明確な受入れ上限や通算在留期間の制限が設けられておらず、制度全体が拡散的になっています。特に、特定活動は、必要に応じて設けられるため種類が増加し、また、技能実習や留学生からの在留資格変更を通じて、事実上、就労が容認されているケースもあり、どのように変更できるのか、明確に管理されているのかわかりにくいと思います。特定技能および育成就労についても、制度の拡大が続いており、設定されている受入れ見込み数が過大です。現状、業所管省庁担当課が有力な業界団体からの意向を聴取しながら受入れ数を設定していますが、これを個社が取り組んできた（いる）労働生産性の成果や、単にハローワークに求人募集をしているだけではなく、日本人の雇用努力（当然に女性、高齢者、障害者を含む。）を積み上げ、客観的な労働需給見通しに基づく合理的な数値として算出していくことが重要だと考えます。枠はあくまで「人手不足が解消されるまでの一時的措置」であり、それでも日本を愛してくれ、日本の公租公課の義務、社会ルールに併せても残りたいといってくれる外国人を永続的、恒久的に受け入れていただきたいと思います。

なお、外国人比率の増加は不法滞在者の増加につながることも事実です。不法就労をさせないためにも、入国管理局、警察、自治体の連携し、要因が雇用主にある場合には、罰則の適用や、在留カードの定期更新、マイナンバーによる就労状況の一元管理が必要です。さらに、一定の受入れ上限を超えた場合には、一時的に受入れを停止し、地域住民との摩擦の拡大を防ぐ仕組みを設ける必要があると良いのではないかと考えます。

外国人受入れを制度として維持するためには、「受入れ数の上限管理」と「不法滞在者の抑止」という二つの歯止めを同時に整えることが必要だと考えます。

＜検討項目（２）外国人の受入れの在り方に関する課題＞

外国人受入れの在り方を再構築するにあたっては、受入れの拡大が地域住民との摩擦や不安を生む現状を踏まえ、今後は「受入れ量の抑制」と「質の向上」を焦点として方向性を打ち出していくことが必要だと考えます。まず、受入れ上限は総人口比で現状2.8%から少子化が進んだ時点でも5%から現状の倍程度までを上限とするなど、より適正な受入れ数を再度、

算出していただきたいと考えます。そして、外国人の増加に伴い福祉制度の利用率が高くなってきているのであれば、社会保障負担、医療費未払い、生活保護受給の拡大を抑制するため、外国人専用保険制度を創設し、加入を在留資格の取得条件とするのも一つの方策だと考えます。

また、永住者や高度技能外国人材については、更新制の導入や資産や収入要件の引上げにより、経済的に安定した者のみが定住できる制度に改めることが必要です。就労資格を有しながら納税や社会保険料を滞納する外国人は、在留取消の対象としていただいた方が良いでしょう。さらに、地域社会の不安を抑えるためには、外国人比率が高い地域での犯罪率・素行不良の実態を詳細に調査し、必要に応じて受入れ停止などの措置を採ることも考える必要があります。

我が国は「開かれた国」とすると同時に、国民の安全・秩序を守る責務を負っています。安易な受入れ拡大ではなく、適正規模と厳格な運用により、持続可能で秩序ある外国人受入れ政策を確立すべきだと考えます。

<本論点整理に記載の調査・検討事項について、より詳細に深掘りしていくに当たっての調査等の手法・内容・留意事項>

外国人受入れの影響を把握するには、在留資格別・業種別・地域別に分け、外国人の増加が賃金水準、雇用構造、国内人材の就業動向に与える影響を定量的に検証する必要があります（既に統計として存在しているのかもしれませんが・・・）。

- ① 外国人1人当たりの県民所得
- ② 外国人雇用者1人当たりの雇用者報酬
- ③ 外国人1世帯1月当たりの等価消費支出（総世帯）
- ④ 外国人1人当たり家計最終消費支出
- ⑤ 短時間外国人労働者1人1時間当たり所定内給与額
- ⑥ 外国人常用労働者1人1時間当たり所定内給与額
- ⑦ 外国人労働者1事業従事者当たり付加価値額
- ⑧ 外国人労働者1人当たりの労働生産性（外国人付加価値／外国人労働者数）

また、公租公課の納付状況を把握するため、納税・社会保険料納付状況と健康保険加入状況とその納付状況を把握することが必要です。マイナンバーカードとの連動が図れているのであれば、把握しやすいのではないのでしょうか。加えて、地域社会への影響を把握するためには、地方自治体、警察、学校等との連携による生活、治安、教育分野の実態調査を進め、外国人比

率と治安、犯罪・トラブル、地域住民の安心感との関係性を把握する必要があります。警察については、検挙率もそうですが、検挙に至る前の通報件数、認知件数などを目に見えるようにしていただきたいと思います。

さらに厚生労働省においても令和４年度に予算要求し、令和５年度から実施されている外国人雇用実態調査を継続的に実施していただくとともに、外国人本人を対象とした生活、就労、日本語能力、地域の生活環境、周辺住民に関するアンケート調査を同調査の付属調査として実施し、外国人の国籍や地域、在留資格、家族構成、滞在年数や就労年数等別に区分していくことも必要だと存じます。

上記により、トラブル要因の発掘や支援策の効果検証や外国人の地域、産業別（産業分野や業務区分）における「受入れ量」と「受入れ後の社会的影響」の関係を分析し、偏りのない見解を発表していただきたいと考えます。

＜本論点整理に記載の調査・検討事項のほかに、外国人の受入れの在り方を検討するに当たって調査・検討すべき事項＞

外国人を持続的に受け入れていくため、外国人の家族の帯同状況、家族構成、定住している生活状況を明確にしていくことも必要です。家族単位での消費動向指数や納税、外国人が経営・管理の在留資格で滞在している場合は、従業員（邦人、外国人別）の雇用状況、生活をしているうえでの問題点、定住がもたらす地方財政への影響を試算するのも必要です。永住者や高度技能外国人材の納税、投資、労働者の雇用状況、地域への貢献活動を調査し、在留資格別の効果を定量化することも必要です。

また、地域社会の受入れ能力を見える化するため、人口密度と外国人比率、地域の治安、日本語教育体制等の指標をもとに、地域の「受入れ適正規模」を定量的に評価する仕組みを作ることも有用ではないでしょうか。不法滞在・不法就労者の動態把握と再発防止に関する調査も不可欠です。これらの調査や指標を作成する前提として、なによりも出入国在留管理庁、警察、外国人技能実習機構（外国人育成就労機構）の人員を大幅に増員し、管理体制を強化する必要があると考えます。

以 上

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名：富高 裕子

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	【外国人の受け入れにかかる基本的な考え】 ○すべての外国人労働者の人権を尊重し、日本人と同等の賃金、労働時間その他の労働条件や安全衛生、社会・労働保険の適用を確保する必要がある。さらに、外国人労働者は単なる「労働力」ではなく、「生活者」としての受入れが不可欠であることから、納税などの義務の履行とともに、教育、社会保障、公共サービス、社会的インフラの利用等の権利を保障すべきであり、社会的コストなども可視化したうえで議論することが必要。 ○外国人労働者は、言葉の課題や就労慣行の違いなどもあり、丁寧な支援が必要であることから、労働政策審議会に検討の場を設け、現行の指針の法律への格上げや、受入れ事業主の責務や違反した場合の罰則の整備など、外国人労働者の雇用等に関する法律を整備すべき。 ○中長期的な労働力不足への対応に関しては、非正規雇用で働く者や障がい者、高齢者なども含め誰もが安心して働くことが可能な環境整備を最優先に取り組むことが重要であり、在留資格の拡大による安易かつなし崩しの外国人の受入れを行うべきではない。外国人労働者の受入れにあたっては、資料2.P3～P6に記載されているような、外国人労働者の処遇の状況や経済等への影響などの実態把握を実施し、それらの情報も踏まえ総合的かつ国民的な議論を行うべきである。 【共生社会の実現に向けた観点】 ○資料2について、制度の適正な運用は必要であるものの、副題の「国民の安全・安心の死守」や、P.2⑤「ルールを守らない外国人には厳正に対処」「在留資格等において悪用等が指摘」など、外国人排斥を想起させるような表現は避け、日本人と外国人が安心して生活できる「共生社会」の実現に向けた検討を進めていくべき。

○資料「5. 地域の生活者としての観点」について、共生社会の実現には、国民的なコンセンサスが不可欠であり、そのうえで、日本人と外国人の相互理解を高めていく必要がある。また、「ビジネスと人権」の観点からも、政府として、国籍にかかわらず人権侵害を許さない社会基盤を作っていくことが求められる。

【制度の適正運用の観点】

○現在、特定技能制度や技能実習制度で就労する外国人は増加傾向であり、これらの制度が適正に運用されることが、労働政策等の観点からも重要である。厚生労働省によれば、2024年に技能実習制度で外国人を受け入れており、労働基準関係法令違反が疑われる事業場への監督指導を実施したところ、73.2%の事業場で労働基準関係法令違反が認められ、また、特定技能制度でも76.4%に法令違反があり、高止まりの状況にある。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63807.html（令和6年の監督指導、送検等の状況）

特定技能制度および新たに創設される育成就労制度の適正化のためには、違反事業者に対する罰則の強化や客観的なデータをもとにした受け入れ上限数の設定などに加え、外国人技能実習機構の機能・役割がこれまで以上に重要となる。機構の職員の人材確保や育成など、必要な体制が整備されるよう、制度所管省庁だけでなく受け入れ分野の業所管省庁においても必要な予算を確保するなど、政府一体となって万全の準備を行っていただきたい。

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名：増子孝徳

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	1 「本論点整理に記載の調査・検討を行うに当たって、前提として明らかにしておくべき事項」について (1) 本文「1 問題意識」について ① 本文脚注6には、「現在の在留外国人数の推移は、上記試算のベースになったものよりも大幅に増加傾向、出生率は低下傾向が進んでいることを踏まえると、日本の総人口における外国人の比率が10%台に到達する時期は2070年よりも早まる可能性も考えられる。」とありますが、具体的には、いつ頃になると想定していますか。 【出入国在留管理庁意見】 当該記載は、現在の在留外国人数の推移が、これまでの試算のベースになった数値よりも大幅に増加傾向、出生率は低下傾向が進んでいることを踏まえると、日本の総人口における外国人の比率が10%以上になることは想定よりも早くなる可能性があるということを示したことに過ぎず、法務大臣の私的勉強会又は外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのPTにおいて、将来の外国人比率について試算しているわけではないため、具体的な時期等はお答えしかねる。 ② 別添では、2070年における外国人人口は939万人とされています。2025年6月末時点の在留外国人数は395万6619人（24年末から18万7642人（5%）増加）ですから、約2.37倍となります。 939万人規模の受入れを行う場合、その時点での、出身国や在留資格の構成比については、現在と同様を想定していますか。具体的なイメージがあれば明らかにしてください。 また、それだけの規模の受入れを行うに際して、これに対応する入管庁の人的体制や予算のイメージについて明らかにするとともに、その裏付けとなる資料を示してください。特に、既に外国人比率が10%超のOECD諸国等において、出入国管理・在留外国人支援業務における人的体制や予算について資料とともに明らかにしてください (2) 本文4「(4) 税・社会保障等の観点」について

ア 「外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加する側面」について

以下の事項について、根拠とともに明らかにしてください。

- ・ 現時点における外国人労働者増加に伴う、所得税、住民税等の税収、歳入面の増加、今後の外国人労働者数増加に伴う具体的な推計
- ・ 外国人労働者の社会保険加入者の数、社会保険料・年金納付額の状況、使用者の労働保険、労災保険の保険料納入率、納入額
- ・ 年金の脱退一時金受給者に対する支給金額（対象者が納入した年金金額に占める割合）

イ 「長期滞在者や永住者の在留資格を有する者が増加し、仮に保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合は、財政や社会保障等における負担が増加するという側面」について

本文10頁に「社会保険料の未払いといった点に国として今後、しっかりと調査していく」とありますが、具体的に予定している調査時期・調査先・調査事項・調査手法等について明らかにしてください。さらにいえば、既に昨年の法改正の際に、永住者の公租公課の未納の実態について疑義が示されたにもかかわらず、1年経過した現在でも具体的な調査が行われてない理由についても明らかにしてください。

ウ その他

- ① 本文9頁に、「電子渡航認証制度（JESTA…）の導入による手数料収入等を外国人政策のための財源としても活用」とありますが、現状の外国人政策関連予算と今後の予算の増額見込みを明らかにして頂いたうえで、JESTA財源がどの程度を占める見込みであるかを明らかにしてください。
- ② 就労を目的とした在留資格をもって在留する外国人の家族等について、「在留時のルール化」を検討するとしていますが、具体的な内容を明らかにしてください。
- ③ 「外国人の受入れ増加に伴う地方自治体における教育費等の負担増加」とありますが、地方自治体のみが負担し、国は負担する予定はないということでしょうか。「入国前・入国後に日本語講習の受講等を課すことにつき、国費により行うかも含めて検討」とされていることとの関係で、共生に関する支出について、国が負担する範囲を現時点でどのように考えているのかご説明ください。

④ 本文11頁に、「我が国が締結する国際約束上の義務との関係についても検討する必要がある」とありますが、具体的にはどのような国際約束上の義務との関係が問題となるとお考えか、ご説明ください。

(3) 本文「6 総括」について

19頁に「その検討項目は多岐にわたり、中長期的に継続的な検討を要するもの、検討項目に関わる関係省庁も多数に及び、調査・検討に当たって関係省庁の知見を必要とするものも多く含まれる。」との記載は、まさにその通りであると考えます。

「内閣官房に、現に受け入れている外国人に関する重要課題について検討・対応するための外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置された」ともありますが、今後、「外国人の受入れの基本的な在り方について」検討する国の枠組みについて、新たな省庁横断的組織を創設するか否かも含めて、ご予定をご教示ください。

2 「本論点整理に記載の調査・検討事項について、より詳細に深掘りしていくに当たっての調査等の手法・内容・留意事項」、及び「本論点整理に記載の調査・検討事項のほかに、外国人の受入れの在り方を検討するに当たって調査・検討すべき事項（その調査等の手法・内容・留意事項を含む）」について

2つの事項について、7つの観点ごとに、まとめて意見を述べます。

(1) 経済成長の観点

経済成長が重要であることは否定しませんが、外国人の受入れの必要性を、「労働力確保」「日本の経済社会の維持・発展に寄与」のみに求めるのでは足りないと考えます。

既に、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「教育」「興業」「文化活動」等の在留資格によって教育や文化活動の面から受け入れている外国人もおり、また、国際人権条約上の義務である家族結合や難民保護を実現するための受入れの必要性等についても、調査・検討がなされるべきです。

なお、「短期滞在」の在留資格で来日する外国人観光客については、「受入れ」の対象外であることは理解していますが、日本人から「外国人」全般に対する印象に影響を及ぼすことから、いわゆるオーバーツーリズムの規制も含めて、併せて議論をするかを検討すべきと考えます。

(2) 産業政策の観点

① 本文8頁では、「育成を前提とせずに比較的短期のローテーションで外国人の受入れを行う制度」について言及がされています。帰国を前提とするローテーション制度は、そもそも1(1)②に記載の939万人規模の受入れや「労働力確保」に繋がらないと考えられますし、技能実習制度や本文脚注25に記載の通り人権侵害の問題が起こりやすい制度であることから、慎重な検討を求めます。

② 本文脚注28では、「特に、専門的・技術的分野における外国人に対する魅力向上策として、…家族滞在の在留資格で在留する者の労働市場へのアクセスの促進を進めること」が挙げられています。しかし、同脚注27に記載の通り、国際的な人材獲得競争の下では欧米等に比して日本は劣後するとの指摘がなされている状況を踏まえて、また、国際人権条約上の義務である家族結合を実現するためにも、家族帯同を認める範囲を拡大することについて諸外国の制度の調査も含めた調査・検討を求めます。

なお、本文10頁に、「高齢化等によって就労困難となること等による社会的負担の増加（家族帯同もあれば更に増加）」との記載があり、家族帯同の権利性ではなくネガティブな面が強調されることについては懸念があります。

(3) 労働政策の観点

本文9頁に記載の「外国人の人権への配慮についても考慮・検討」することは必須であると考えます。

この点について、日本弁護士連合会が2018年の人権擁護大会において、「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を採択しておりますが、そこでは、非熟練労働者受入れのための制度を構築するに際しては、以下のような条件を満たす制度とすることを求めています。

- ① 職場移転の自由を認める。
- ② 国の機関による職業紹介、二国間協定の締結等により、送出し国を含めてブローカーの関与を排除する。
- ③ 長期間の家族の分離を強かず、日本に定着した家族全体の在留の安定を図る。

また、外国人労働者全般の権利の保障のために次のことを実施することを求めています。

- ① 賃金等の労働条件における国籍や民族を理由とする差別の禁止を徹底する。
- ② 労働者の権利の保障等のための相談、紛争解決の仕組みを充実させる。
- ③ 日本語教育を含む職業訓練や職業紹介制度の充実を国の責務とする。

これらの内容を含む外国人労働者受入制度が実現するよう調査・検討を行うとともに、1949年ILO「移住労働者条約(第97号)」、1975年ILO「移住労働者(補足規定)条約(第143号)」、や1990年国際連合「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」等の移住労働者関連条約への批准についても検討すべきと考えます。

(4) 税・社会保障等の観点

1(2)で述べた通り、税・社会保障等の観点については、前提としての統計的情報が不足しており、具体的な調査・検討事項の検討が難しい面があります。

実際、「保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合」についての報道等がなされることがありますが、統計上そのような事実は無いと否定する報道も存するところです。

まずは、1(2)で述べたような正確な統計的情報を取得したうえで、それを公式に発表・広報することが、「外国人の受入れに関する社会・経済的な許容度」を上げるうえで重要と考えますので、この点に関する調査・検討を行うよう求めます。

また、資料②4頁においては、前提として「外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加する側面」（プラスの側面）が挙げられていますが、「調査・検討事項の例」では、主に負担増の観点からの項目しか挙げられていません。本文9頁では、プラスの側面も含めて両面から検討すると記載されていますので、例えば、1(2)アで述べた各事項についての将来予測についても調査・検討事項に含めるなど、プラスの側面についても積極的な調査・検討が必要となると考えます。その際、EUにおける移民受入れ議論においては、このプラスの側面を強調するものが多いと認識していますので、海外での実情についても調査・検討が必要となると考えます。

なお、「高齢化等によって就労困難となること等による社会的負担の増加等について検討」とありますが、例えば、20代で育成就労外国人として来日し、特定技能1号2号を通じて永住者となり、就労可能な間は社会保険料の納付を継続した者が、高齢化等によって就労困難となった途端に「社会的負担を増加させる者」と扱われるのは、不公正と言わざるを得ません。この点の検討にあたっては、受け入れて定住する外国人もいずれは高齢化するとの当然の事実を踏まえた制度設計の調査・検討が必要となると考えます。

(5) 地域の生活者としての観点

- ① 本文11頁に「当該地域における許容度を超える外国人の受入れを抑制することの是非」とありますが、例えば、自治体側から「許容度を超えているので受入れを抑制して欲しい」との意見が出された場合にこれを認めることとなれば、既に当該自治体に住む外国人の生活が不安定になるほか、外国人に対する差別・偏見が助長される結果となりかねないので、慎重な検討が必要と考えます。
- 他方で、例えば、国や地方自治体において共生関連予算、特に外国人の子供を対象とする教育予算が十分に確保できない場合には、外国人の教育を受ける権利の確保の観点から、仮に労働力確保の観点からは受入れの必要性がある場合であっても、外国人の受入れ上限数を設けるべき場合がないかについて、調査・検討が必要と考えます。
- なお、上記は、「(7) 出入国及び在留管理の観点」において言及されている「サーキットブレイカー的な時限的総量規制等」とは、出発点が異なります。「サーキットブレイカー」は、国民の不安が大きくなる兆候があることを受け入れ制限の理由としていますが、上記はこれと異なり、外国人の権利保障が図れないおそれがある場合には受け入れるべきではないということを理由としています。
- ② 「入国前・入国後に日本語講習の受講等を課すことにつき、国費により行うかも含めて検討」することは、本文脚注35のドイツの例も踏まえて、積極的な調査・検討がなされるべきと考えます。
- また、共生に関する支出について、地方自治体だけでなく、国が負担する範囲を拡大する方向での調査・検討がなされるべきと考えます。
- その意味で、本文13頁記載の「外国人との共生施策を効果的に実施する上で、国、都道府県及び市区町村の役割分担や連携等の在り方…について検討すること」は、重要と考えます。
- ③ 「地域の実情に応じて、日本人に対し、外国人との共生に向けた意識啓発等のために取り組むべき方策について検討」することは、本文12頁の「地域住民を対象として当該地域社会における人口比の高い国籍の外国人の言語・文化・宗教等に関する理解を深める機会を設けるなど、地域社会での先進的取組を参考としつつ、地域の実情に応じて、日本人に対し、外国人との共生 に向けた意識啓発等のために取り組むべき方策について」検討することも含めて、積極的な調査・検討がなされるべきと考えます。
- ④ なお、日弁連が、2(3)で前述の宣言において、共生社会の実現のために、以下の施策を求めているように、これらの内容を含む制度が実現するよう調査・検討を行うべきであると考えます。

- ・ 国や地方自治体は、外国につながる子どもや成人の日本語教育、民族的アイデンティティを保持するための母語教育等のための専門的な教員の加配やスクールソーシャルワーカー等の配置を行うとともに施設を整備し、そのための国際交流協会、N G O等の活動を支援する。また、国は、家族滞在の子どもの定住者等への在留資格変更について一層要件を緩和することにより、外国につながる子どもの在留の安定を図る。
- ・ 国や地方自治体は、外国人が医療、社会保障等のサービスや法律扶助制度等に容易にアクセスし、十分に活用することができる制度を実現し、国際交流協会、N G O等と協力してその運用を支援する。
- ・ 国は、国際人権諸条約の諸規定に基づき、長期の在留資格や在留特別許可に係る法令の要件の緩和と明確化を通じて、外国人やその子ども・家族の在留の安定を図る。併せて、複数国籍の制限の緩和等を含め、国籍の得喪要件の見直しを行う。
- ・ 国や地方自治体は、調停委員等や教員の公務就任における差別をやめ、就職・入居等の私人間における差別的取扱い、及び差別的言動の禁止を含む法整備を行う。また、国は、国内人権機関の創設、人権諸条約の個人通報制度の実現を通じて権利救済を実効化する。

(6) 治安の観点

本文13頁記載の通り、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員は減少傾向にあるうえ、検挙人員における外国人の比率を見ても例年約5%と増加していません。

にもかかわらず、「外国人の素行不良に関する報道やこれを問題視する意見が絶えない」とすれば、それは外国人に対する差別・偏見に基づくものにほかなりません。現に外国人に対する捜査については、警察などが、人種、肌の色、国籍、民族的出自などを理由に、個人を捜査対象として選別したり、職務質問をしたりする「レイシャル・プロファイリング」が行われているとの指摘がなされているところです。

その意味では、2(4)で述べた通り、正確な事実を公式に発表・広報したうえで、差別が許されないことを国が繰り返し強調する必要があると考えます。この観点からは、2(5)④で述べた通り、差別的言動の禁止を含む法整備を行うこと、また、外国人受入れについての基本方針と受け入れた外国人の人権保障について定める法律の制定が必要と考えます。この点について、諸外国の法整備（包括的差別禁止法や、例えば、韓国の在韓外国人処遇基本法など）の調査・検討がなされるべきであると考えます。

(7) 出入国及び在留管理の観点

- ① 「日本における外国人比率が…10%台となる状況を想定する必要がある」として「基本的なスタンスを維持すべきか否か」を検討するということとされています。
- 1(1)②では、939万人規模の受入れを行う場合の、出身国や在留資格の構成比、入管庁の人的体制や予算のイメージについて伺いました。その意図は、現行の別表1の縦割りかつ細分化された在留資格制度や、入管庁の人的体制のままでは、十分な対応が難しいのではないかとということです。
- 現在の受入れ人数を前提としても、近時、在留資格の認定証明や更新・変更手続きに標準処理期間よりも長期の時間が掛かり、例えば、留学生が大学卒業後に内定先への就職のため「技術・人文知識・国際業務」への在留資格への変更手続きを採っても入社日までに手続きが完了しない事案も数多く発生していると伺っております。
- 外国人比率が10%台となるとすれば、ますます人的体制の拡充や予算の確保が求められることは必至と思いますが、その財源についての調査・検討もまた、既に外国人比率が10%超のOECD諸国等における出入国管理業務における人的体制や予算についての調査・検討と併せて、必須と考えます。
- さらに、現行の別表1の縦割りかつ細分化された在留資格制度をシンプルなものへ再編成して、在留資格に関する審査手続きを簡易なものにすることについても、調査・検討が必要と考えます。その際、受入れの段階では、ある程度、カテゴリー毎に在留資格を用意することはやむを得ないとしても、受入れから数年経過したタイミングでは、現行の「定住者」の在留資格に相当するものへの変更を認めて在留資格を一本化すれば、在留審査はより容易になり、また、外国人も在留活動について制限無くその能力を自由に発揮できるようになります。また、その後の永住許可のタイミングについても、2(2)②に記載したのと同様の理由で、緩和すべき場合もあると考えます。EU諸国においては、同様に早期に定住化を図る仕組みが存するようであり、そのような諸外国の制度を調査・検討することも有用であると考えます。
- ② 「外国人の出入国及び在留管理の在り方の検討にあっては、外国人の就労先の受入れ機関においても、一定程度その責任の一端を負う必要があると考えられるところ、その負うべき責任の内容や程度等について検討すること」については、例えば、外国人労働者は有期雇用で就労することが多く、リーマンショックやコロナ禍の際に「雇用の調整弁」として安易な雇止めにより生活基盤を失った経験を踏まえた調査・検討を求めます。また、労働災害発生率が高いことから、労災保険の上乗せ保険への加入を義務付ける等の調査・検討も求めます。

	③ 「不法滞在者を早期かつ確実に帰国させるための制度や運用の在り方を更に検討」については、ゼロプランに関する第5回の意見と同様です。
--	---

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 結城 恵

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	宿題としていただいた3つの点について、考えたことを以下にまとめます。 1. 調査・検討の前提として明らかにすべき事項 次の3つの根本的な問いに対して明確に答える必要があると考えます。 問1：日本はなぜ外国人を受け入れるのか 労働力不足への対応か（短期的対処療法？） 経済のエンジンとしてか（戦略的投資？） 多様性による社会革新か（社会変革？） 人道的・国際貢献としてか（理念的目的？） 何を優先順位とすべきか 問2：どのような社会を目指すのか 同化モデル？多文化共生モデル？選択的統合モデル（核心的価値は共有、文化は多様）？ 一時的受入れモデル（ローテーション型。定住はせず）？ 問3 10%は目標か、予測か、上限か？ この定義がないと判断基準が定まらないと思います。 つまり、項目としては、政策理念、目標社会像、優先順位、不可侵の原則が挙げられます。 2. 留意事項＝調査の制約条件の確認 法的制約（憲法上の制約、国際法上の義務、現行法上の制約を確認し、法改正の可能性と限界を見極める） 財政的制約（必要経費の試算、財源の選択肢、費用対効果を予測し、財政的に実現可能な範囲を見定める） 社会的許容度の限界（国民意識の実態を明確にすべき。政治的実現可能性の判断材料になる） 調査の手法・留意事項については、調査倫理規程に即して設計することが前提。 以上